## 令和元年度(2019年度)

# 監査報告書

一般会計・特別会計定期監査 (財務・工事)

熊本市監査委員

熊監発第000027号 令和2年(2020年)5月11日

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監查委員 髙 島 剛 一

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度(2019年度)の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出(公表)します。

## 目 次

## 【定期監査(財務)】

1	監査の対象	3
2	監査の着眼点	3
3	監査の主な実施内容	3
4	監査の実施場所及び日程	3
5	監査の結果 (共通事項)	3
	(局別事項)	4
	議会事務局	
	会計総室	
	政策局	5
	総務局	5
	財政局	5
	市民局	5
	健康福祉局 [指摘事項2] 資金前渡用預金口座における不明金について	5
	環境局	6
	経済観光局	6
	農水局	6
	都市建設局	7
	都市政策研究所	7

	中央区役所	7
	東区役所	7
	西区役所	7
	南区役所 [指摘事項5] 現金領収における徴収誤りについて [指摘事項6] 嘱託職員の通勤費用相当額の認定誤りについて [指摘事項7] 支出の切り分け(分割発注)について	7
	北区役所	9
	消防局	9
	教育委員会事務局	9
	監査事務局	9
	人事委員会事務局	9
	熊本市選挙管理委員会事務局	9
	中央区選挙管理委員会事務局	10
	東区選挙管理委員会事務局	10
	西区選挙管理委員会事務局	10
	南区選挙管理委員会事務局	10
	北区選挙管理委員会事務局	10
	農業委員会事務局	10
6 意	見	10

## 【定期監査(工事)】

1	監査の対象	17
2	監査の着眼点	17
3	監査の主な実施内容	17
4	監査の実施場所及び日程	17
5	監査の結果	
	都市建設局・総務局	18
	[指摘事項1] 国土交通省告示に規定のない部材の採用について	
資料	↓ 工事監査実施一覧表	19

### (関係条文)

#### ・地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共 団体の経営に係る事業の管理を監査する。

#### ・地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による 監査をしなければならない。

#### ・地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の 議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しく は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員 会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。 定期監査 (財務)

#### 1 監査の対象

議会事務局、会計総室、政策局、総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、都市政策研究所、中央区役所、東区役所、西区役所、南区役所、北区役所、消防局、教育委員会事務局、監查事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局、東区選挙管理委員会事務局、西区選挙管理委員会事務局、北区選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局の各課等。

#### 2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

#### 3 監査の主な実施内容

今回の監査は、行政委員会等の各部署においては、令和元年(2019年)6月末現在、市長事務部局の各部署においては、令和元年(2019年)9月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち、主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所 監査対象課(室)及び監査事務局

(2) 監査の日程

令和元年(2019年)8月19日から令和元年(2019年)9月6日まで (行政委員会等)

令和元年(2019年)11月28日から令和2年(2020年)3月6日まで (市長事務部局等)

#### 5 監査の結果

(共通事項)

「指摘事項1〕旅費等の支給誤りについて

: 政策企画課、復興総室、男女共同参画課、消防局警防課、農業委員会事務局

旅費、費用弁償及び特別旅費の支給において、次のような事項が見受けられた。

・会議出席にかかる旅費について、旅程は福岡空港発着であったが、博多駅まで の新幹線代金に加え、熊本空港までのバス代金と思われる車賃が過大に支給され ていた。

(政策企画課)

・外部講師の来庁に際して特別旅費が支給され、その内訳として1日分の日当が 支給されていたが、食糧費から昼食も提供されていた。

(復興総室)

・会議出席にかかる旅費について、上位の旅費区分を適用し計算されていたため、 旅費区分の差額分が過大に支給されていた。

(男女共同参画課)

・会議出席にかかる費用弁償において、昼食代を減額調整して日当を支給する必要があったが、調整されないまま過大に支給されていた。

(男女共同参画課)

・会議出席にかかる旅費について、宿泊料が旅費区分の上限を超えて過大に支給されていた。

(消防局警防課)

・同一の者が同日に用務地の異なる二つの会議に出席した出張の旅費の支給について、日当が重複して支給されていた。

(農業委員会事務局)

旅費等の支給誤りについては、平成27年度(2015年度)及び平成30年度(2018年度)の監査報告書においても指摘したが、今年度も複数の誤りが見受けられた。

いずれも、旅費等の支給において基礎資料となる旅費計算内訳書の作成に当たって、旅費等の正確な計算に必要な情報を担当課が旅費計算等委託業務受託事業者(以下「受託事業者」という。)に提供していなかったこと、また、受託事業者が作成した旅費計算内訳書について担当課で十分な確認が行われていなかったこと、担当課において職員の旅行状況の把握が不十分であったことなどが誤りの原因と判断される事案である。正確な旅費等の支給は担当課の責任において行うことを認識し、旅費等の適正な支給に努められたい。なお、過大支給となった旅費等については、適切に処理されたい。

#### (局別事項)

#### ○議会事務局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○会計総室

適正に執行されているものと認められた。

#### ○政策局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として 記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### ○総務局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○財政局

適正に執行されているものと認められた。

○市民局(組織改編により、現文化市民局)

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として 記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### ○健康福祉局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項 が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項2] 資金前渡用預金口座における不明金について:介護保険課

介護保険料の還付のために開設された資金前渡用預金口座においては、月初に資金 前渡された100,000円が当口座に入金され、金融機関の窓口で現金による還付が行われ たあと、残金は全て戻入されている。このことから、資金前渡により入金された分の 戻入時点における預金残高は常に0円となるはずであるが、出所が判明しない預金残高 が複数年にわたり存在していた。

①現年度還付分の資金前渡用預金口座 不明な預金残額 1,200円

#### ②過年度還付分の資金前渡用預金口座 不明な預金残額 1,137円

複数年にわたり出所が判明しない預金残高が存在していることは、不適切であり所管課の管理が徹底されていなかったものと言わざるを得ない。会計事務の遂行に当たっては、その重要性を十分に認識され、緊張感を持って日々の事務処理を行われたい。 なお、出所が判明しない預金残高については、適切に処理されたい。

#### ○環境局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○経済観光局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項 が見受けられたので改善に努められたい。

「指摘事項3〕予定価格を超過した契約締結について:スポーツ振興課

公設運動施設浄化槽保守点検業務委託において、2者から見積書が徴取されていたが、2者とも予定価格を上回った見積額であったにもかかわらず、2者のうち安価な金額を提示した者と契約が締結されていた。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための一応の基準としてあらかじめ作成する価格であり、契約の締結に当たっては、契約の申込みをした者から提示された見積額が予定価格の範囲内であることを確認の上、契約の相手方を決定し、以降の契約事務へ進むこととなる。

本件の場合においては、見積額が2者とも予定価格の範囲内に収まっていなかったため、本来は再度、見積書の徴取を行うなどの対応をとるべきであった。しかしながら、見積額が予定価格の範囲内であるかどうかの確認を怠ったことにより、予定価格を超過した契約となったのは、不適正な事務の執行と言わざるを得ない。

前回、平成30年度(2018年度)定期監査においても、本件と同様の事項を他部署に対して指摘したところであり、契約事務におけるチェック体制の脆弱さが懸念されるところである。今後は決裁権者の責任として必ず見積額と予定価格の確認を行うとともに、適正な契約事務の執行に努められたい。

#### ○農水局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○都市建設局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○都市政策研究所

適正に執行されているものと認められた。

#### 〇中央区役所

適正に執行されているものと認められた。

#### ○東区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項 が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項4] 行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定誤りについて : 秋津まちづくりセンター

秋津まちづくりセンターにおける令和元年度(2019年度)の行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定において、その基礎額の一部となる警備費用分として年額2,008,800円を計上するところ、誤って年額208,800円で計上していた。その結果、共益費負担額として年額190,240円を徴収すべきところを年額156,319円しか徴収しておらず、年額33,921円の過少徴収となっていた。

行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定においては、基礎額を確認して正 しく計算されたい。また、再計算を行い不足が生じた額については、使用者に説明を 行い、適切に処理されたい。

#### 〇西区役所

適正に執行されているものと認められた。

#### ○南区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項 が見受けられたので改善に努められたい。

#### 「指摘事項5] 現金領収における徴収誤りについて:富合まちづくりセンター

複写料及び印刷料の現金領収において、令和元年(2019年)6月12日収納された領収証の首標金額及び内訳合計金額は680円と記載されていたが、内訳に基づき正しく計算すると810円となり、130円の過少徴収となっていた。

なお、平成31年(2019年)4月10日収納された領収証においても、首標金額及び内 訳合計金額は1,540円と記載されていたが、内訳の金額を合算すると正しくは1,120円 となり、420円の過大徴収となっていた。

現金領収における徴収誤りについては、平成29年度(2017年度)の定期監査において指導事項としていたが、今回も同様の不備が見受けられた。これは、指導事項に対し単に一過性の対応にとどまり、改善措置が徹底されていなかったと言わざるを得ない。

今後は、徴収誤りのないよう確認を徹底され、適正に事務を執行されたい。 また、過不足となった金額については、適切に処理されたい。

「指摘事項6]嘱託職員の通勤費用相当額の認定誤りについて

: 飽田まちづくりセンター 天明まちづくりセンター

嘱託職員の通勤費用相当額の認定に当たっては、自宅から勤務地までの徒歩による道のり距離が 2km 以上あることが支給要件の一つとなっている。しかしながら、徒歩による道のり距離を確認せず、交通用具(自動車)による通勤距離の確認のみで認定を行っていたため、本来ならば支給要件を満たさない嘱託職員に対し、通勤費用相当額が誤って支給されていた。

誤支給となっている通勤費用相当額については、嘱託職員への説明を行い、適切に 処理されたい。

また、令和2年度(2020年度)から会計年度任用職員制度への移行に伴い、事務処理が大幅に変更となることから、関係通知やマニュアルを十分確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

「指摘事項7] 支出の切り分け(分割発注)について:幸田まちづくりセンター

支出の切り分け(分割発注)については、過去の定期監査においても複数の課に指摘を行い、適正な事務の執行を要請していたが、今回も次のような事項が見受けられた。

平成30年度(2018年度)において、同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように物品が購入されていた。

#### 【スタッキングチェア】 (規格は同一)

①3月 1日	スタッキングチェア13脚	99, 684円
②3月10日	スタッキングチェア 4脚	30,672円
③3月15日	スタッキングチェア 9脚	69,012円
④3月19日	スタッキングチェア10脚	76,680円
⑤3月20日	スタッキングチェア10脚	76,680円

いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断される事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。

#### ○北区役所

適正に執行されているものと認められた。

#### ○消防局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として 記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### ○教育委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○監査事務局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○人事委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

#### ○熊本市選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○中央区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○東区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○西区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○南区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○北区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○農業委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として 記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 6 意 見

○非常勤職員等の任用等に係る事務処理について:各課共通

各課における非常勤職員等の任用手続等の事務処理において、次のような事項が見 受けられた。

- ・非常勤職員等の任用に係る実施伺及び任用伺における記載内容の不備
- ・通勤費用相当額の認定手続の不備
- ・勤務条件通知書における記載事項の不足
- ・年次有給休暇に係る付与日数の誤り及び時間単位での繰越の漏れ
- ・任用時の面接評定書等の鉛筆等による記載

非常勤職員等の任用等の事務手続については、平成26年度(2014年度)の定期監査で「意見」を表明し、平成28年度(2016年度)の定期監査でも「指摘」を行った。これらを受け、人事課において平成30年(2018年)3月に「熊本市臨時職員・非常勤職員事務取扱マニュアル(以下「マニュアル」という。)」が策定されるなど、事務改善がなされてきたところである。

しかしながら、一連の事務手続には、任用等に関する事務、報酬等の支払に関する事務、出退勤や休暇等の管理事務及び社会保険等に関する事務など、煩雑な事務処理が生じるとともに、処理時期が年度当初に集中することなどから、同様の事務処理の誤りが令和元年度(2019年度)の定期監査においても数多く見られた。

本市では、平成31年(2019年)4月1日時点で、およそ3,000人程度の非常勤職員等を任用している。本市の事務事業において非常勤職員等は必要不可欠な存在であり、 勤務条件の確保には十分に留意する必要がある。

非常勤職員等の任用等の事務処理においては、複数人による確認を徹底するとともに、マニュアル等の内容を正しく理解し、事務処理の誤りが生じないよう取り組まれたい。

令和2年度(2020年度)から会計年度任用職員制度が開始され、過去の職務経験に 応じた号数加算による報酬額の決定や、期末手当の支給、夏季休暇の新設等に伴い、 今後、事務処理は複雑となり、担当職員の負担は増大するものと考えられる。

人事担当部門においては、職員に対してマニュアル等の一層の周知徹底を図るとともに、さらなる事務の効率化や簡素化等に取り組み、担当職員の事務負担の軽減が図られるよう努められたい。

#### ○交通系 I Cカードのポイント交換の未実施について:各課共通

今回の監査において、ポイント交換(交通系ICカードの利用によって得たポイントを電子マネーへ交換すること)をしないまま、ポイントを失効させている事例が多く見受けられた。

交通系ICカードにおいては、利用実績に応じてポイントが付与され、所定の端末等において、ポイント交換を行うことができるが、ポイントには有効期限が存在し、有効期限内にポイント交換を行わなかった場合にはポイントが失効することとなっている。

交換したポイントは、チャージした現金と同様に残高に加算され、利用することが可能となり、予算の効果的な執行につながることになる。このことから、少なくとも年に1度は交通系ICカードの利用実績を確認し、ポイント交換を実施されたい。

また、交通系ICカードの利用に当たっては、ポイントが現金と同様の価値を有するものであるということを十分に認識し取り扱われたい。

#### ○契約保証金の取扱いについて:各課共通

契約保証金の取扱いに関する事務処理の不備については、平成26年度(2014年度)及び平成28年度(2016年度)の定期監査において、意見を表明したにもかかわらず、今回の定期監査においても、熊本市契約事務取扱規則(以下「規則」という。)第22条第2項第3号を適用して契約保証金の納付を免除とする取扱いをしているものの、契約の相手方の契約実績を確認するための証拠書類が添付されていないなど、依然として契約保証金の納付を免除とする場合における事務処理の不備が数多く見受けられた。

契約保証金とは、契約の相手方が契約上の義務を履行しないことにより地方公共団体が損害を被った場合の賠償に充てるべき金額を予納させることによって、適正な履行を確保しようとするためのものである。

本市において、契約保証金の取扱いについては規則第22条で規定されており、第1項では、「契約担当者は、市と契約を締結しようとする者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納めさせなければならない」と定めている。

このように、契約保証金の納付が契約の履行の確保が目的であることを鑑みると、 市の立場としては、原則、契約保証金を納付させるべきであり、その納付の免除については、契約の相手方が納付の免除を希望する場合に、規則で定められた免除の取扱いとするために必要な書類の提出を求めるなどして、免除の可否について検討を行うべきである。

このことからも、契約保証金については、安易に免除を前提とした事務処理を行うことなく、免除とする場合には、規則で必要と定められた書類を提出させたうえで、 免除の可否について適正な判断を行われたい。

また、規則では、随意契約の場合は第22条第2項第6号及び契約金額が少額である場合は同項第7号で、それぞれ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、市の判断で契約保証金の納付の免除ができることとなっていることから、これらに該当する案件については、事務の効率化の観点からもそれらを適用して免除の取扱いとすることもあわせて検討されたい。

#### ○支払の遅延について:各課共通

支払の遅延については、平成28年度(2016年度)定期監査報告書でも迅速かつ適正な事務処理に努められるよう意見を表明したところであるが、依然として、消耗品の購入や委託料等の支払において、請求日から起算して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払期限を超過していたものが散見された。

市と相手方との間で締結する契約においては、両者が対等な立場で契約を締結する ものであり、互いに誠実に債務を履行しなければならないものであることから、相手 方に契約の適正な履行を求める以上、支払が遅延することによって相手方の信頼を損 なうことは許されるものではない。

また、支払の遅延の影響が相手方の資金繰りを悪化させる要因となることも考えら

れる。

このようなことを踏まえ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払期限に反することがないよう、会計総室の審査期間も考慮のうえ、請求書の受取から支出命令書の起案・決裁終了までの事務処理の迅速化を図られ適正な支払事務を行われたい

参考:会計事務のポイントP.8、契約事務マニュアル・関係法令等抜粋P.13

定期監査 (工事)

#### 1 監査の対象

#### (1) 監查対象局

都市建設局

都市整備景観課、植木中央土地区画整理事業所、熊本駅周辺整備事務所、市営住宅課、空家対策課、震災住宅支援課、建築保全課、営繕課、設備課、道路整備課、土木管理課(自転車対策室含む。)、河川課、公園課、震災土木施設対策課、東部土木センター、西部土木センター(河内分室、富合地域整備室、城南地域整備室含む。)、北部土木センター(植木地域整備室含む。)

#### (2) 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、平成30年(2018年)10月1日から令和元年(2019年)9 月30日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託850件である。

このうち、契約金額が大きいもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの、また、熊本地震の影響による震災復旧関連のものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる87件の工事及び業務委託について監査を実施した。

#### 2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

#### 3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所 監査事務局

(2) 監査の日程

令和元年(2019年)11月28日から令和2年(2020年)2月28日まで

#### 5 監査の結果

#### ○都市建設局·総務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項 が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項1] 国土交通省告示に規定のない部材の採用について:営繕課(工事担当課) 管財課(設計担当課)

- · 工 事 名 辛島公園地下駐車場自走式化(建築)工事
- ・工事期間 令和元年(2019年)7月2日から令和元年(2019年)11月15日まで

本工事は、辛島公園地下駐車場にある老朽化した3段式機械駐車設備を撤去し、機械 駐車設備があった部分に新たな鉄骨梁と鉄筋コンクリート床(以下「床スラブ」という。) を設け、平面駐車スペースとする工事である。

本工事では、新たに設けた床スラブ及び床スラブ上に駐車する自動車の重量の合計(以下「長期荷重」という。)を支えるため鉄骨梁を既存鉄筋コンクリート躯体に、『あと施工アンカー』を用いて取り付けており、この『あと施工アンカー』には長期荷重による長期応力が発生する。しかしながら、平成13年国土交通省告示第1024号(以下「告示」という。)では、『あと施工アンカー』を使用できる箇所を、既存建物に耐震補強をするための躯体の取り付け部に限定しており、応力度に関しては短期許容応力度のみ規定し、本件工事に適用される長期許容応力度は規定されていない。よって、『あと施工アンカー』により施工された本件工事は、告示に規定のない部材を採用する結果となっているものである。

このような事態に至った一因に、工事に先立ち設計担当課(本施設の所管課)が発注した設計業務委託により作成された構造計算及び設計図に、『あと施工アンカー』を使用する記載があったことから工事担当課は、『あと施工アンカー』の使用に何ら疑問を抱くことなく設計図どおりの施工を進めたことがあげられる。

設計担当課及び工事担当課にあっては、関係法令の遵守と再発防止を図るとともに、 連携を密にして適切な対策を講じられたい。

## 資料

## 工事監査実施一覧表

### 都市建設局

No	課名	工事(業務)名	契 約 金 額 (単位:円)
1	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 新町戸坂線外9線交差道路改良 工事【JR近接】	106, 548, 302
2	設備課	男女共同参画センターはあもにい直流電源装置 取替工事	12, 420, 000
3	土木管理課 自転車対策室	熊本市銀座橋際自転車駐車場ブロック塀対策土 木工事	2, 197, 591
4	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 上熊本駅西口線道路改良工事 【総合評価方式】	317, 900, 000
5	設備課	(仮称) 熊本市消防局東側庁舎増築及び震災復 旧等電気設備工事【総合評価方式】	205, 200, 000
6	空家対策課 (建築指導課老朽家屋対 策室)	九品寺3丁目建物等解体工事(代執行)	1, 728, 000
7	熊本駅周辺整備事務所	熊本駅白川口駅前広場舗装整備工事【総合評価方式】	140, 074, 920
8	北部土木センター植木地 域整備室	田原坂公園あずまや売店建物点検業務委託	972, 000
9	都市整備景観課	桜町・花畑地区オープンスペース実施設計業務 委託【総合評価方式】	134, 213, 457
10	設備課	本庁舎議会棟空調改修電気設備工事	20, 196, 000
11	営繕課	熊本地震に伴う南消防署城南出張所復旧工事 (その5)	8, 340, 840
12	道路整備課	路面性状調査等業務委託	13, 848, 011
13	設備課	(仮称)熊本市消防局東側庁舎増築及び震災復 旧等機械設備工事【総合評価方式】	144, 288, 000

14	土木管理課	北区室園町区域外都市再生地籍調査(官民境界等先行調査)業務委託	39, 314, 000
15	設備課	(仮称) 大江災害公営住宅給排水衛生設備工事 (その3)	13, 068, 000
16	営繕課	熊本地震に伴う西区役所復旧工事(その6)	20, 844, 000
17	河川課	都市計画事業 坪井川第3排水区雨水調整池流入施設築造工事【総合評価方式】	171, 082, 740
18	営繕課	水産振興センター地盤沈下に伴う外構その他改 修工事	43, 945, 000
19	公園課	沖西公園外41公園施設調査及び長寿命化計画 策定業務委託	10, 044, 356
20	設備課	(仮称)白藤災害公営住宅給排水衛生設備工事 (その3)	81, 214, 003
21	営繕課	井芹共同調理場屋根改修工事	26, 751, 600
22	植木中央土地区画整理事 務所	都市計画道路 東西線外1路線道路整備工事	49, 262, 400
23	設備課	総合屋内プール監視カメラ設備改修工事	29, 268, 000
24	営繕課	辛島公園地下駐車場自走式化(建築)工事	132, 731, 170
25	植木中央土地区画整理事 務所	18街区基礎杭引抜その他工事	17, 623, 263
26	設備課	熊本地震に伴う火の君文化センター排煙機及び ダクト設備改修その他工事(その3)	8, 466, 180
27	営繕課	京陵中学校水泳プール築造工事	115, 412, 000
28	震災土木施設対策課	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業3地区その 2工事【余裕工期あり】	62, 627, 040
29	営繕課	城北小学校水泳プール築造に伴う地質調査業務 委託	2, 322, 763

30	震災土木施設対策課	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(個別擁壁) 6地区その2工事【余裕工期あり】	28, 718, 268
31	設備課	(仮称) 大江災害公営住宅電気設備工事(その 2)	10, 248, 978
32	設備課	東部浄化センターA系照明設備改修設計業務委 託	2, 214, 000
33	営繕課	小島小学校給食室屋根塗装その他改修設計業務 委託	1, 190, 160
34	営繕課	旧松尾東小学校外2校利活用改修設計業務委託	4, 168, 800
35	営繕課	事業内高等職業訓練校第二校舎解体工事	10, 503, 000
36	営繕課	御領さくら公園トイレ新築工事(その2)	7, 635, 600
37	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 新町戸坂線建物等事前調査業務 委託	7, 957, 730
38	震災土木施設対策課	宅地耐震化推進事業(拡充)対策工事(その1 5)	56, 635, 634
39	営繕課	鹿南中学校第20棟・第22棟校舎トイレ改 修・新設その他工事	20, 385, 679
40	震災土木施設対策課	災害関連地域防災がけ崩れ対策(法面)工事(その55)	61, 480, 557
41	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 花園池亀線外1線建物等事前調查業務委託	1, 485, 000
42	西部土木センター 道路 課	市道 二本木2丁目新大江1丁目第1号線電線 類地中化工事(3011工区)	91, 771, 849
43	建築保全課	大江公民館通用口庇他金属パネル設置その他工 事	4, 317, 840
44	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 春日池上線照明灯設置工事【J R近接】	8, 118, 000
45	西部土木センター 道路課	準用河川旧天明新川堤防補強工事	28, 952, 649

46	市営住宅課	上ノ窪団地1C-1棟外2棟風呂釜取替工事	25, 228, 800
47	西部土木センター 道路課	主要地方道 熊本玉名線(岳工区)道路改築工事	58, 443, 000
48	市営住宅課	横林団地外風呂設備新設工事	10, 380, 960
49	建築保全課	植木中央公園体育館その他新築基本実施設計 (その2) 修正設計業務委託	1, 620, 000
50	西部土木センター 道路 課	琴平2丁目2号橋橋梁補修工事	14, 293, 507
51	市営住宅課	上高橋団地2棟201号外1室火災復旧工事	9, 925, 200
52	西部土木センター 道路 課	主要地方道 熊本玉名線 (新野出橋) 橋梁補修 及び補強工事	67, 418, 560
53	市営住宅課	東町団地外風呂設備新設工事	9, 240, 480
54	営繕課	横井小楠記念館改修工事	37, 804, 248
55	西部土木センター 城南 地域整備室	市道 舞原東西3号線交差点改良工事	14, 630, 760
56	西部土木センター 河川 公園整備課	菖蒲谷排水機場ポンプ更新工事	42, 665, 357
57	西部土木センター 河川 公園整備課	平田ポンプ場冷却水槽定水位装置更新その他工事	1, 771, 200
58	西部土木センター 河内 分室	市道 河内町野出第1号線道路改良工事	44, 280, 165
59	西部土木センター 河川 公園整備課	蓮政寺公園トイレ施設改修工事	1, 998, 000
60	市営住宅課	楠団地1C-21棟外1棟外壁改修工事	58, 831, 380
61	西部土木センター 富合 地域整備室	市道 志々水第5号線(志々水居合3号橋)橋 梁補修工事	10, 212, 294

62	市営住宅課	八幡団地外壁劣化度調査業務委託	8, 580, 000
63	東部土木センター 道路 課	市道 鹿帰瀬町小山7丁目第1号線道路改良工事	34, 593, 417
64	土木管理課 自転車対策	白川自転車歩行者専用道路照明灯設置ほか工事 (子飼工区)	8, 698, 072
65	市営住宅課	菱形団地建替に伴う地質調査業務委託	1, 336, 633
66	東部土木センター 道路 課	一般県道 益城菊陽線(戸島町工区外)防草対 策工事	60, 469, 633
67	東部土木センター 道路 課	市道 沼山津1丁目第19号線外1路線交通安全施設(照明灯)設置工事	17, 842, 363
68	東部土木センター 道路 課	一般県道 小池竜田線(御領工区)舗装打換工事	29, 367, 668
69	東部土木センター 道路課	主要地方道 熊本益城大津線交通安全施設(照明灯)設置工事	4, 232, 520
70	市営住宅課	四方寄団地解体工事	23, 016, 960
71	東部土木センター 道路 課	市道 鹿帰瀬町小山7丁目第1号線舗装打換工事(2工区) 【総合評価方式】	75, 868, 092
72	震災住宅支援課	(仮称) 白藤災害公営住宅建設工事(その2)	565, 909, 907
73	北部土木センター 道路 課	市道 津浦町打越町第1号線道路改良工事	47, 506, 930
74	東部土木センター 河川 公園整備課	錦ヶ丘公園外1公園耐震性貯水槽緊急遮断弁改 修工事その2	9, 720, 000
75	震災住宅支援課	(仮称) 大江災害公営住宅建設工事(その2)	105, 936, 809
76	北部土木センター 高規 格道路建設推進課	一般県道 池上インター線Cランプ橋橋梁下部 工 (C1A2) 工事【総合評価方式】【余裕工 期あり】	101, 304, 000

77	北部土木センター課	道路	一般県道 玉名植木線外道路照明灯設置工事	8, 380, 800
78	北部土木センター 河川 公園整備課		植木中央公園園路広場その他整備工事【総合評価方式】	95, 247, 787
79	震災住宅支援課		舞原第三団地周辺建物等事前調査業務委託	1, 911, 600
80	北部土木センター 格道路建設推進課	高規	北熊本スマートインターチェンジ道路標識設置 工事【混合案件】	27, 708, 932
81	北部土木センター 公園整備課	河川	八景水谷公園美粧化トイレ改修工事	1, 815, 480
82	西部土木センター 公園整備課	河川	甲南公園ブロック塀改修(フェンス設置)工事	3, 240, 000
83	北部土木センター地域整備室	植木	平島橋補修工事	46, 978, 417
84	西部土木センター 公園整備課	河川	熊本都市計画公園事業5・6・1号熊本城公園 建物等調査業務委託	3, 909, 600
85	東部土木センター 公園整備課	河川	錦ヶ丘公園外1公園耐震性貯水槽改修工事	9, 841, 015
86	東部土木センター課	道路	九品寺4丁目1号橋耐震補強及び補修設計業務 委託	12, 844, 411
87	東部土木センター課	道路	熊本都市バス(株)小峯営業所ブロック塀改修 に係る測量設計業務委託	2, 341, 900
			87 件	3, 995, 034, 237